

新発田市自主防災組織補助金交付要綱

昭和 46 年 9 月 27 日 告示第 49 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 5 条第 2 項の趣旨にのっとり、コミュニティ又は町内会等の公共的団体が相互扶助の精神に基づき、自主的な防災活動を行うために設置した防災組織（以下「自主防災組織」という。）の育成強化のため、市がこれに対して助成措置を講じもって地域防災の実効を期することを目的とする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金交付の対象となる自主防災組織は、前条の目的を達成するために、その設置目的、名称、事業計画等が明確で市長が認める団体とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助の対象となる経費は、次の表に掲げる防災資機材の購入費及び活動費とする。

区 分	品目及び科目
防災資機材	緊急告知 F M ラジオ、スコップ、照明器具、メガホン、ヘルメット、バール、オノ、バケツ、ロープ、シート、救急医療セット、ジャッキ、ノコギリ、誘導旗、腕章、消火器その他市長が特に必要と認めるもの
活 動 費	謝礼、旅費、研修会参加費、印刷製本費、通信費、消耗品費、使用料及び借上料

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 防災資機材の補助金の額は、購入費の 3 分の 2 の額（当該額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が 14 万円を越えるときは、14 万円を限度とする。

(2) 活動費の補助金は、年額 2 万円とし、期間は 3 年間とする。

2 防災資機材の補助は、設置時のほか、災害活動により防災資機材が破損又は亡失した場合は、前条第 1 項に掲げるものを補充することができる。ただし、当該経費の 2 分の 1 の額（当該額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、5 万円越えるときは、5 万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金を受けようとする団体は、次の掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 自主防災組織の規約及び役員名簿

- (2) 防災資機材購入見積書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(実績報告)

第6条 実績報告書には、次の掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防災資機材等に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 防災資機材の保管又は配置場所を明らかにした書類等

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）の定めるところによる。

前 文（昭和54年告示第20号）抄
昭和54年4月1日から実施する。

前 文（平成10年告示第22号）抄
平成10年4月1日から実施する。

前 文（平成18年告示第43号）抄
平成18年4月1日から実施する。

前 文（平成30年告示第 号）抄
平成30年5月16日から実施する。